

一、

一九八〇年代以降の近代「神道」史研究の代表的研究者の一人である羽賀祥二氏が、その研究を集大成し、四部構成、全十一章、四二五頁に及ぶ大著にまとめあげた。本書には、近代「神道」史研究の現段階が鮮明に示されており、近代政治史・政治思想史のジャンルにも多大の影響を与えることが期待される。個々の論点については、既に発表されていた論文等で示されてきたものが多いと言えるが、正直言って、本書がまとめられて初めて氏の問題意識がどこにあったのかを考えさせられた部分もあり（特に本書で書き下ろされた部分、第六・九・十一章等において）、ここではそうした点も勘案しながら、同じ近代「神道」氏研究の代表的研究者阪本是丸氏の最近の労作『国家神道体制形成過程の研究』（岩波書店、一九九四年）の論点との相違等にも言及しながら⁽¹⁾、第一章から第五章を中心に本書の紹介に努めていくことにしたい。

初めに、本書の目次を左に掲げる。

序章

明治神祇官制と国家祭祀

第一章 神祇官制の出発と神祇・皇霊の祭祀

第二章 神祇官制の展開

第三章 成立期近代天皇制の国家祭祀

日本近代の政治と宗教

第四章 神道国教制の形成

第五章 教導職制と政教関係

第六章 明治二十年代の宗教行政と教団「自治」

国民教化の思想と方法

第七章 地方教化体制と仏教

第八章 「敬神」と「愛国」の思想

近代天皇と「神道」

第九章 神社と記念碑

第十章 顕彰政策と「以心伝心」のシステム

第十一章 宗教・歴史・「神道」

二、

先ず、第一章から第五章における明治神祇官制の形成過程（神祇事務科・局から神祇官、神祇省、教部省の時期）に関する羽賀氏の論点を列挙し、阪本前掲書の論点と比較しながら簡単に私見を述べていきたい。

第一章の前半では、神祇事務科・局の成立が扱われているが、その中心が議定中山忠能であったことについて、神祇行政・祭祀に通じる人物が討幕派には存在していなかったことが指摘されている。また、大国隆正・福羽美静等の津和野派が神祇行政に進出していたのと対照的に、平田派が学校取調掛等の学校関連に任命されていたが、「いちがいに津和

野派と平田派のいずれかの主導権で事態が進んでいったと理解できず、……（祭祀体系の構築にあたっての——引用者）矢野玄道、矢野の流れを汲む神道家・国学者の影響力を低く見積もることはできない」（二三—二四頁）とされている。この布陣について、平田派の早い時期からの神祇行政からの撤退を主張する阪本氏と、羽賀氏の見解は大きく食い違いを見せている。この点について、わたくしは概ねにおいて阪本氏の見解が正しいと考えているが、より大きな問題は、この時期の神道家・国学者の人脈・言説に関する厳密な検討が大方の研究においては欠けていることである。このことはかつて指摘したことがあるが⁽²⁾、要点だけ次に掲げておくこととする。「明治初年の国学者の多くは大国派国学者等も含めて平田篤胤没後門人であり、思想的・人脈的に異なった国学者も平田派として取り扱われる場合が多かったこと。しかし、人脈的に異なった国学者においても、言説上は篤胤の影響が認められる場合もあり、思想的交流の存在、教化上の一定のパラダイムの存在も無視できないこと。したがって、この時期の『平田派』等の概念区分には慎重な検討が必要なこと」。本書でやや気になることは、この部分も含め後の章においても国学者や「復古神道家」について、やや大雑把な概念区分で済ませている点が挙げられるが、この問題は一人羽賀氏のみの問題ではないと言える。

第一章後半では、神祇官行政に関わって、その特質は近世的神祇関係者白川・吉田家の排除、平田派の進出、東京遷都を前提とした神道伝授とそれに基づく神社祭祀の克服、神職身分の明確化、社領支配の府藩県への移行等にあったことが述べられている。だが、神祇官神殿での祭祀は実現しても、公家層の担当した近世的祭祀をも一元的に神祇官の下に置くことはできず、また、五カ条誓文以後、孝明二年祭、祈年祭再興等には、「復古神道家」の祭政一致の理念が反映しており、天皇は皇祖の神勅への従順の姿勢を示すものとされ、天神地祇・皇霊の祭祀を行う「最高の神官」と位置づけられたことが指摘されている（六四頁）。このように、「復古神道家」は「確固とした地位を維新政府の中で占めていた」が、それは府藩県三治体制を前提とした発想に立ったものであり、誓文を天皇と諸侯との盟約と受け止める「公議」思想的官僚層との間には、ズレも存在していたとされている。

ここで羽賀氏は「復古神道家」として、矢野玄道と並んで大国隆正の主張を取り上げており（六七—六八頁）、これと平田派＝「復古神道家」、大国隆正＝津和野派とする阪本氏等の理解との間には、大きな相違が生まれてくることになる（しかも、その相違に着目した本書第四章の叙述とも矛盾するのではないかと思う）。わたくしは、大国隆正を「復古神道家」として平田派と一括して扱うことには無論反対であり、この点でも阪本氏や武田秀章氏の見解⁽³⁾が妥当であると思っている。

第二章では、キリスト教に対抗するための神祇官・宣教使制、諸陵の神祇官管轄の問題が、その矛盾に照準を合わせて分析されている。すなわち、神祇官神殿の祭祀は、皇室祭祀の伝統との断絶を特質とする新たな祭祀の創出を行ったが、他方に賢所祭祀等の伝統的祭祀も内包せざるをえず、その両者、あるいは祭政一致的祭祀と天照大神の祭祀の二元的ありようを克服することはできなかつた（九五頁）。また、神祇官は全神社の位階的編制、神職身分の再編成をめざした神社調査を進めようとしたが、それも効果を挙げることはできず、結局は明治四年の神社改正布告で、神祇官自体の職掌が著しく限定されることとなり、ここに神祇省への降格の要因が生まれてくることとなった。この過程で、攘夷主

義的な平田派系官員は排除されていった（官員削減）。神祇官から神祇省への降格は、形式的な二官制の維持に配慮しつつ実施されたが、それは、この段階では、二官制廃止への強い反対を顧慮しなければならなかったからであると述べられている（一〇四頁）。

神祇官行政の矛盾については、阪本・羽賀両氏の理解はほぼ共通しており、現段階での見識を示すものと言える。問題は、神祇官 神祇省を「降格」とするのか（羽賀）、そうではないと見るのか（阪本）という点であるが、この点について、私見を持ち合わせていないが、いずれにしても、神祇官神殿での祭祀を克服しての太政官における天皇親政・親祭体制創出のための措置であったことは間違いなく、「降格」＝「神道国教化政策の後退・挫折」という従来の村上重良氏等の通説的見解⁽⁴⁾は、その政治的意義を著しく軽視したものであったと言わなければならない。

続く第三章では、「復古神道家」の祭政一致論は、明治三年の廃藩置県以前は、維新官僚の「王土王民思想」をも包摂して、政府に強い影響力を有していたことが指摘され、祭祀の神学的位置づけ、領主階級の天皇政府への結集、皇国の優越性の主張、雑多なイデオロギーの排除という当該期の課題に照らして、「利用すべき価値をもつものであった」とされている。しかし、「復古神道家」と維新官僚の間には、天皇の天職を「民の父母」とするのか神祇・皇霊への祭祀におくのか、伝統的儒教的教化論に基づく政教一致か国学的祭政一致か、という点に相違が存在していたことが指摘されている（一一八―一九頁）。

ここで政教一致（祭政教一致）を「伝統的儒教的教化論」とする論点には問題がある。寛政改革後の正学派朱子学にその最初の淵源が求められ、後期水戸学に継承されていったことは、今日の近世思想史学の通説的理解であり⁽⁵⁾、ここではむしろ後期水戸学与維新政府のイデオロギーの関連、後期水戸学与平田派国学・津和野派国学の関連が問われなければならないだろう（羽賀氏自身、一五八頁では後期水戸学の祭政教一致論の影響云々と述べ、一八〇頁でも維新政府と後期水戸学との関連について言及しており、この点も若干不整合性が感じられる）。津和野派国学・大国隆正の主張が、後期水戸学と近似したものであり、両者の間に密接な交流があったことも注意を要する点である。

次に、神祇省時代に関しては、旧来の皇室祭祀と神祇官神殿での祭祀を統一的な国家祭祀として再編制し、天照大神・ニニギノミコト・歴代天皇への祭祀を中軸におく賢所祭祀・神宮祭祀の改革に着手した点に意義を認めている。それは、あくまで天照大神への崇敬を媒介とした天皇への人心統一を問題としたものであって、天皇自体を神とする現人神観は次の教部省時代の試行錯誤を経て構成されていくと指摘されている（一三六―一三七頁）。旧来、「降格」とされて省みられることの少なかった段階だけに、その意義をより鮮明にしたものと評価できよう。

第四章は、神祇官・宣教使内部での教義問題を扱った部分で、羽賀氏の創見がもっともよく表明されている箇所の一つであると思う。すなわち、神祇官・宣教使は、キリスト教の「天主」に対抗する国家神の祭祀、神道国教制を目指していたが、宣教使内部には小野述信（『神教要旨』）と「復古神道派」（平田派）との教義的対立が存在していた。小野の『神教要旨』は、大国派の思想的系譜に立った天照大神一元化の傾向を示しつつも、天照大神拝礼による来世教的性格を色濃く纏い、産土神と天照大神の結合を主張するものであったが（一六八―一六九頁）、これは造化三神を重視する平田派、天御中主神を重視す

る派、大国主神の幽冥支配を強調する派と対立するものであった。この対立に決着をつけたのが天照大神への崇敬と天皇への崇敬のバランスをとった『大教要旨』であり、さらにこの後の『大教旨要』では、天皇統治と関連づけた皇祖神天照大神という像が鮮明に打ちだされてくる。それは、宗教的イデオロギーの対立を超えた包括イデオロギーの色彩を有した、「神道宗門」の方向を否定したものであった。なお、この過程で、戸籍法に組み込まれた氏子改が行われたが、それは国家権力による神道の「宗門」化を意味するものではなく、太政官－民部省－府藩県－戸長という近代戸籍原理が貫徹した政策であった。

ここでの小野述信の主張は、羽賀氏の述べる大国派の系譜というよりも、伊能穎則などの造化神天照大神という主張に近いということについて、かつて指摘したことがある⁽⁶⁾。ちなみに、大国派は、幽冥論的色彩も希薄であり、この面でも小野と大国派は異なっているように思う。ただし、全体として平田派的造化三神 造化神天照大神 皇祖神天照大神という趨勢は、羽賀氏の指摘するとおりであり、維新後の教義面での趨勢が初めて明らかにされた意義は大きい。なお、天御中主神一神教を主張した鈴木雅之も、教化の現場では、天照大神を軸とした教化を行っており⁽⁷⁾、そうなると、この時期の著作が、どこまで国学者の独自の思想を表明するものなのかという問題が残る。こうした問題については、今後も慎重な検討が必要であろう。

ところで、氏子改については、阪本氏が「神道国教化政策」とは無縁な近代化政策の一貫という主張を行っており、羽賀氏の見解とほぼ同様の見解を示している。したがって、ここでも村上氏以来の通説的見解は改められねばならないだろう。ただし、神祇官自体に限ってみれば、「神道国教化政策」の一貫としての氏子改という方向は存在していたと思われ（「氏子改規則案」）、この意味では、全く無関係であったというよりも、むしろ羽賀氏のこの章での理解、すなわち「氏神－氏子関係を確定するための神社調査すら行っていない以上、規則案の即時実施は空論」ではあったが、「外務省が……神社・寺院の両者によって二重に人民を掌握する制度を提案したこと」には、近代化政策という性格と並んで「当時の神仏混淆的な信仰形態」を睨んだ「現実的な性格」があったとする理解が、より妥当なものであると思われる（一七四―一七五頁）。

第五章では、教部省～内務省社寺局時代について、明治五～十七年の教導職体制を中心に取り扱われている。すなわち、明治六年の大教院体制以後は、左院の主導の下で曖昧ではあるが「本教」で仏教を拘束し、僧侶を教導職体制下におく「神道国教制」が展開されたと述べられている。だが、ここでの羽賀氏の関心は、近代における宗教身分や宗教施設宗教教団をめぐる構造が、この教導職体制及びその変容の中で、規定づけられていったということであり、仏教教団に即してこの時期の意義を把握しようとする点に大きな特色が見いだせる。つまり、真宗の分離問題、西本願寺興正寺の別派独立問題、僧侶身分の廃止等を経て、社寺「共有物」論が浮上したことや、「治教」の職となった教導職を「宗門の教導職」として宗教教団が抱え込んでいく問題が示され、かくて、教導職体制を通じて公認された近代的戸籍法の下での僧侶集団を、管長権を基礎に置く教団が統制する「政教分離」が構築されていくことが明らかにされているのである。なお、「神道」勢力にとっては、府県社以下の神職を教導職とし、これを教団として分出させ、官国幣社神官は官吏とするというプロセスを踏むことになるが、それが新たな矛盾と苦渋を神道界にもたらしたことについては、阪本氏の著書が明らかにしているとおりであり、両書の叙述によってこ

の時期の「政教分離」の政治的過程は、実証的にほぼ明らかにされたと見てよいだろう。

以下、簡単ではあるが、第六章から第八章の内容についても紹介しておく。第六章では、管長制度下での教団「自治」の内実について検討されているが、宗教紛争への内務省の介入の挫折とは対照的に、仏教教団も実は政府・権威に寄りかかって「自治」を維持する、いわば「神道」化した姿を見せていたことが描き出されている。近代宗教教団の体質を示唆するこの章の考察は、わたくしの専門に引きつけるならば、近代金光教団、天理教団の「悲劇」ともオーバーラップされて興味深いものがある。

第七章では、東北各県に派遣された教部省官員石丸八郎の活動を通じて、具体的な教化の現場が考察されているが、大教院を背景に強い姿勢で臨む石丸とは対照的に、教化体制まで手が回らない中教院体制の問題が示され、さらに風俗改良や政府布達の人民への教諭を求める地方官と石丸の思惑のズレも描き出されている。この問題については、既に安丸良夫氏等の先駆的研究も存在するが⁽⁶⁾、今後も、明治初年に遡っての、こうした研究の進展は、明治維新と民衆・地方の関係を考察す上で不可欠であると言えよう。

第八章では、これまで研究されることの少なかった三教則以降の「自前」の「敬神愛国」思想の系譜からする「愛国」思想の系譜が検討されている。すなわち、教部省期の教化本に見られた神話的愛国論と富国強兵の愛国論の帰趨が検討され、とくに後者は西欧的な権利義務論とも重なって、啓蒙思想家や民権派の主張とも共通した性格を形成していく様相が示されている。恐らく、「神道」を社会的意識、国家共同幻想のレベルで捉えようとする羽賀氏の問題意識が最初に示された論考であると言える。これまでの研究の間隙をつく貴重な論考と言えるが、一方、我田引水的になるが、キリスト教会の動向や民衆宗教諸派（黒住教、天理教、金光教等）の動向も射程に入れた「愛国」論の検討も必要なのではあるまいか。ここでの叙述が専ら教化本に拠っていることは気になるところであり、教化本の言説が、どのような波紋を与えたかという問題も考察されねばならないだろう。そのためには、例えば「異端」とされた民衆宗教諸派において、それがどのように取り扱われていったのかを検討することは、一つの有効な方法であると思う。

三、

新たに書き下ろした序章と第十一章には、羽賀氏の問題意識、問題提起が鮮明に述べられている。本書刊行の意義は、これらの問題提起に照らすと一段と鮮明に浮かび上がってくることになる。ここで羽賀氏は、黒田俊雄氏の「神道」定義に触発されて、宗教自体の通念、さらに日本の宗教についての通念が、実は神道概念も含めて、近代に形成されていったものだという鋭い提起を行っている。つまり、西欧と日本の宗教史への文明主義的な解釈、さらには宗教ならざるものとしての「神道」の「発見」が並行して創出されていったというのである（それは、当然に「信教の自由」論にも影を落としている）。この過程は、同時に、非宗教的な「歴史的価値」を寺院などの宗教施設に「発見」していく過程でもあった。かくて、「神教」ならざる「神道」が、「歴史」「公共」に立脚しつつ、「義」に支えられた「招魂」、宗教ではない「国礼」を表象するものとして、近代的人間関係・近代形成期の精神構造を基盤に、その起源を過去に投影した「民族的宗教意識」として見出されていくのだと主張されている（近代仏教も「神道」化し、葬式仏教、観光化が近代において進行していったと捉えられている）。

ここにおいて、羽賀氏のこれまでの研究は、「神教」からかくなる意味での「神道」への過程の綿密な考察、あるいはその過程での教団側の近代の変容の考察、さらには宗教施設の歴史的表象の創出過程の考察であったことが明白になった。恐らく、この問題意識は、既に一連の論考の執筆時点で意識されていたものであったに違いないが、わたくしは、今回初めてこの章を読んで気づかされたのであった（ただし、第九章・第十章が新しい論考であることを考えると、これらの章の原型論文の執筆過程で、既述した問題意識が一段と鮮明になっていったのではないかと推察するが、いかがなものであろうか）。この羽賀氏の提起にわたくしは深い同感を覚えた。わたくし自身の貧しい研究からも（それは羽賀氏が否定的に述べるような、復古神道と天皇制の関連の考察であったわけだが）、実は同様の問題が引き出されていると思う。つまり、宣長以来の復古神道は、直線的に近代的な神道論に結びつくものではない、ということであり⁽⁹⁾、あるいは、平田派国学や教派神道の問題は、狭義の天皇制イデオロギーの問題の考察では、とうてい収まらない問題群を含んでいるということである。

無論、「『神道』は国学や復古神道の文脈から一度は切り離したうえでその意味を考えなくてはならない」（四一一頁）という羽賀氏の指摘は、国学や復古神道を軸に「神道」を考えようとしていたわたくしには衝撃的なものであった。だが、その羽賀氏の述べる「復古神道家」という概念自体の曖昧さからくる問題については既述したとおりであり、平田篤胤派や平田系神職の動静、夥しい「教化」本の詳細な検討、皇典講究所の成立と明治国学の問題等は、今後も史料の発掘も含めて推進されていかねばならない課題であって、決してそれは羽賀氏の問題提起と抵触するものではないと、わたくしは思う。と言うよりも、本書の問題提起に立った上で、「神教」の領域の問題群、あるいは羽賀氏の問題における「神道」と「神教」の関連という問題群を問うためには、やはり十九世紀全体の国学・復古神道の思想的問題が検討されねばならない（無論、羽賀氏自身もこのことは否定しているわけではないのだが）。「『神道』を研究していく方法は、十九世紀の日本社会における共同観念・共同性の問題として解明していくことにある」と羽賀氏が述べるとおり（四〇九頁）、「神道」「国学」の問題は、日本的「内部」がどのように近代に構成されていったのか、それがどのように表象されていったのかという視点からも検討されねばならないと思う。その際に、本居宣長以降の「自-他」認識のありよう、平田派が見出した「郷土」意識のありよう等を、十九世紀における日本的「内部」の論理を解析する問題群として取り扱い、それらの言説が、近代日本において繰り返し「再生」していった意味を考察しようとする子安宣邦氏の研究は、羽賀氏の問題提起とも通じる国学・復古神道の研究であると、わたくしは思う⁽¹⁰⁾。また、近年著しく発展してきた教育史研究者による「教化」本等の研究も、やはり「復古神道家」の言説の近代における変容・挫折を明らかにしたものとして貴重なものと言える（高橋陽一氏の研究など。ちなみに高橋陽一氏による本書の書評が既に出されている⁽¹¹⁾）。この意味では、国学・復古神道研究の側でも、羽賀氏の問題提起と共鳴する研究が登場してきていると、わたくしは考える。

末尾になったが、羽賀氏は一九九四年まで六年間にわたって本学文学部に在職され、教育研究活動に従事された。名古屋大学での今後の活躍をお祈り申し上げて筆をおきたい。

註

- (1) 阪本氏の著書『国家神道体制形成過程の研究』については、拙著「近代神道界の『勃興』と黄昏」(『思想』八四一号、一九九四年七月)を参照されたい。なお、ここでは阪本氏の論脈について賛同しえない点を中心に論を展開しているが、阪本氏の著書が最新の近代「神道」史研究の水準を示す労作の一つであることは言うまでもない。
- (2) 拙著「明治初年の国学者の神秩序構想」(馬原鉄男他編『天皇制国家の統合と支配』文理閣、一九九二年所収)。
- (3) 武田秀章「近代天皇制祭祀形成過程の一考察」(阪本是丸他編『日本型政教関係の誕生』第一書房、一九八七年所収)等。
- (4) 村上重良『国家神道』(岩波書店、一九七〇年)、同『慰霊と招魂』(岩波書店、一九七四年)、同『天皇の祭祀』(岩波書店、一九七七年)等。
- (5) 尾藤正英「水戸学の特質」(日本思想大系『水戸学』岩波書店、一九七三年所収)、辻本雅史『近世教育思想史の研究』(思文閣出版、一九九〇年)、清水教好「幕藩制後期政治思想の一特質」(『日本思想史研究会会報』七号、一九八八年)等。
- (6) 拙著「明治初年の国学者の神秩序構想」(前掲)。
- (7) 拙著『幕末民衆思想の研究』(文理閣、一九九二年)第三章。
- (8) 安丸良夫「近代転換期の宗教と国家」(日本近代思想大系『宗教と国家』岩波書店、一九八八年所収)。
- (9) 磯前順一「近代神道学の成立」(『思想』八六〇号、一九九六年二月)は、田中義能の「神道学」が、実は「官学的知識人のイデオロギー、ドイツ哲学の影響をうけた国民道徳論」を背景に誕生したことを明らかにしている。「神道」という言説が、国学・復古神道に起源があるかに見せて近代に成立したことを明らかにした好論である。
- (10) 子安宣邦『本居宣長』(岩波書店、一九九二年)、同『「宣長問題」とは何か』(青土社、一九九五年)等。
- (11) 高橋陽一「書評 羽賀祥二『明治維新と宗教』」(『江戸の思想』創刊号、一九九五年六月所収)。

(筑摩書房、一九九四年一二月刊、A 5 版、四二五頁)
(本学文学部助教授)